第四節　吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本

［第一款・第二款　略］

第三款　株式交換（第三十九条）

第四款　株式交付（第三十九条の二）

第五節　吸収分割会社等の自己株式の処分（第四十条―第四十二条）

第五節の二　取締役等の報酬等として株式を交付する場合の株主資本（第四十二条の二・第四十二条の三）

［第六節・第七節　略］

第七節の二　株式引受権（第五十四条の二）

第八節　新株予約権（第五十五条）

第四章　［略］

［第三編～第八編　略］

附則

（定義）

第二条　［略］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十五　略］

十六　電子提供措置　法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。

十七　［略］

十八　［略］

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

二十四　［略］

二十五　［略］

二十六　［略］

二十七　［略］

二十八　［略］

二十九　［略］

三十　［略］

第四節　吸収合併、吸収分割及び株式交換に際しての株主資本及び社員資本

［第一款・第二款　同上］

第三款　株式交換（第三十九条）

第五節　吸収分割会社等の自己株式の処分（第四十条―第四十二条）

［第六節・第七節　同上］

第八節　新株予約権（第五十五条）

第四章　［同上］

［第三編～第八編　同上］

附則

（定義）

第二条　［同上］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十五　同上］

［号を加える。］

十六　［同上］

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

二十三　［同上］

二十四　［同上］

二十五　［同上］

二十六　［同上］

二十七　［同上］

二十八　［同上］

二十九　［同上］

三十一　［略］

三十二　新株予約権等　法第七百七十四条の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。

３　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～七　略］

八　株式交付　法第二条第三十二号の二に規定する株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）をいう。

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　株式交換完全親会社　法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社を含む。）をいう。

十四　株式交換完全子会社　法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十五　株式移転設立完全親会社　法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）をいう。

十六　株式移転完全子会社　法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

三十　［同上］

［号を加える。］

３　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　株式交換完全親会社　法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十三　株式交換完全子会社　法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十四　株式移転設立完全親会社　法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）をいう。

十五　株式移転完全子会社　法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。